

## 第6章 核抑止理論と現在の核戦略政策の課題

チャールズ・グレイザー

本稿では、冷戦期に発展した核抑止の理論は、現在の国際環境にも応用できるのかという問いを取り上げる。それらの理論は米ソ間の状況に特有のものであったのだろうか？ そうだとすれば、米国に加えて中国、ロシアという三大核保有国が存在する世界における核政策を分析するには、その理論をどのように更新する必要があるだろうか？ 冷戦期の議論は全く時代遅れであり、新しい抑止理論を構築する必要があると主張する専門家もいる。しかし、筆者はそうは考えない。本稿の最初の節では、冷戦期に構築された抑止理論は、先制攻撃やその他各種のエスカレーションに関する様々な議論と同様に、今日の状況にも適用できることを説明する。

次の節では、これらの抑止論の継続的な妥当性と現在の応用可能性を例証するため、他の二つの核保有国（2NP）が米国に突きつける課題、米国は中国に対する損害限定能力を追求すべきかという問い、そして日本の拡大核抑止の要件という、現在の三つの核政策課題について述べる。

### 冷戦期の抑止理論は現代も有効か

米国の戦略専門家により1950年代後半から1960年代前半に構築された核抑止理論は、一般的な抑止の論理を核兵器に関する具体的な事例に応用する<sup>1</sup>。その応用の多くは、核兵器に関わる特定の状況、すなわち米国とソビエト連邦

<sup>1</sup> 重要な著作として、次のようなものがある。Bernard Brodie, *Strategy in the Missile Age* (Princeton: Princeton University Press, 1959); Thomas C. Schelling, *The Strategy of Conflict* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1960) [トーマス・シェリング『紛争の戦略—ゲーム理論のエッセンス』河野勝監訳、勁草書房、2008年]; Schelling, *Arms and Influence* (New Haven: Yale University Press, 1966) [トーマス・シェリング『軍備と影響力—核兵器と駆け引きの論理』斎藤剛訳、勁草書房、2018年]; and Glenn H. Snyder, *Deterrence and Defense: Toward a Theory of National Security* (Princeton: Princeton University Press, 1961).

(ソ連) が共に極めて大規模な報復能力を有する世界に対するものであった。このような核情勢は、相互確証破壊 (MAD) 能力の世界として知られるようになった<sup>2</sup>。

MAD における核戦略の論理は、幾つかの新奇な結果をもたらした。恐らく最も顕著であったのは、敵国の核戦力が確証破壊能力を有しているとなれば、その戦力を攻撃目標にする理由はほぼなくなるという点であろう。むしろ、仮に核兵器が使用されるとすれば、インフラや、場合によっては人口密集地を標的にすることで、敵国に損害とコストを負わせる目的で使用されることになる。この結論は、標準的な軍事論理を覆した。MAD の論理では、敵の戦力を攻撃すると威嚇する代わりに、敵の「価値ある」標的を攻撃すると威嚇することが求められた。敵国による、恐らくは大規模な通常攻撃も含めた限定的攻撃を抑止するために、そのような標的に対する限定的な核攻撃を行うと威嚇できるということである。

以上のような初期の分析では、ある国が敵の戦力の相当な部分を破壊し、確証破壊能力を奪うことができる場合についても検討された。この能力は、「損害限定能力」と呼ばれた。損害限定の論理は、ある国が敵の戦力から自国を守るために自国の戦力を行使するということであって、はるかに馴染みがある、あるいは標準的と言える。さらに、損害限定能力は、敵から報復によって負わされ得るコストを減らすことで、抑止力を高めることができる。損害限定能力がなければ (ただし、たとえあるとしても)、敵が報復攻撃によって極めて高いコストを負わせることができる場合、国の抑止的威嚇の信憑性が損なわれる可能性がある。

損害限定能力を有すること、あるいはそれを追求することによって生じる懸念の一つは、それによっていずれかの国、あるいは両国に、先制攻撃、すなわち敵の戦力を可能な限り多く破壊するための攻撃を開始する動機が生まれる可能性があることであった。なぜなら、敵が損害限定攻撃を仕掛けられるのではないかと、その国が考えるためである。この種の「相互の恐怖」の可能性と、それと密接に関係する危

---

<sup>2</sup> MAD は敵国の社会を全面的に標的にすることを求める戦略と解釈される場合もあるが、戦略としてではなく、国の核戦力によって創出される条件として解釈すべきである。MAD の条件においては複数の戦略が可能である。

機の不安定性に関する懸念（敵が対兵力攻撃を準備していると考えられるために、敵への対兵力攻撃を行うことへの圧力と動機）から、損害限定能力を追求する米国の見識についての議論が生まれた。

1960年代末の時点で、米国の損害限定能力に対する更に重要な障壁となっていたのは、実現可能性の問題であった。ソ連はより大規模で残存性の高い戦力を構築し、その戦力の増強を続ける能力を有していた上に、ソ連の戦力の脆弱性を高めようとする米国の努力を損なう能力を有していると考えられていた。

1970年代及び80年代の米国における核戦略に関する議論は、一つの例外を除き、さほど基本的でないものの、議論を呼ぶ点では劣らない一連の問題が中心となった。ほとんどの議論は、米国とソ連はMADの状況にあることを前提とするか、認めていた。中でも重要な議論は、MADにおいて米国は対兵力戦略（敵の核戦力を標的に設定する論理に基づく）をとるべきか、あるいは対価値戦略をとるべきかをめぐるものであった<sup>3</sup>。対兵力戦略では、兵器の発射に不可欠な敵の核指揮統制システム（NC2）も標的とする可能性がある。NC2を対兵力攻撃に含めるかどうかは、攻撃の目的によって異なる。

冷戦期には、米国の戦略は対兵力標的設定に大きく重点を置いていた<sup>4</sup>。上述のように批判派は、MADにおいては攻撃を受けた後の残存戦力でも報復として確証破壊ができるため、敵の戦力を標的にするもつともな理由はないと主張した。損害限定は実現不可能であった。両超大国はMADから逃れることができなかったのである。

対兵力戦略の支持派は意見が異なり、様々な主張を提示した。その一部は、今日も再び用いられている。主張の一つは、戦力比に着目したものである。核交換の前と後の戦力比は共に、抑止力に影響し得ると支持派は主張した。例えば、

<sup>3</sup> Robert Jervis, "Why Nuclear Superiority Doesn't Matter," *Political Science Quarterly*, Vol. 94, No. 4 (Winter 1979-80): 617-633; Jervis, *The Meaning of the Nuclear Revolution: Statecraft and the Prospect of Armageddon* (Ithaca: Cornell University Press, 1990); Charles L. Glaser, *Analyzing Strategic Nuclear Policy* (Princeton: Princeton University Press, 1990).

<sup>4</sup> Scott D. Sagan, *Moving Targets: Nuclear Strategy and National Security* (Princeton: Princeton University Press, 1989), Chapter One.

仮にソ連の戦力が米国の戦力よりはるかに大規模だとすれば、ソ連の指導者は抑止されないかもしれない。同様に、仮にソ連に、戦力規模で優位に立てる(したがって戦力比が自国に有利になる)ような対兵力攻撃を行う能力があるとすれば、ソ連の指導者は対兵力攻撃を実施した上で、米国に譲歩を迫ろうとするかもしれない、という論である。

第二の主張は、ソ連の指導者は自国の国民や経済的標的ではなく、自国の戦力と指導層を重視しているとするものであった。したがって、多大なコストをもたらすと威嚇するには、米国はソ連の戦力を標的としなければならない。そのため、この主張では事実上、核戦力を価値標的とみなした。

第三の主張は、最も大きな影響力を持ってきたとも言える説だが、米国は、限定的な核攻撃を行うと信憑性をもって威嚇するために対兵力戦略を必要とするというものである。基本的な抑止論理によれば、全面核戦争の威嚇は、ソ連の全面攻撃に対する報復を除いては信憑性がないため、限定的な核オプションは米国による威嚇の信憑性を高めるとされる。米国は、欧州におけるソ連又はワルシャワ条約機構による通常攻撃の抑止に貢献する目的で、核エスカレーションの威嚇に頼っていた。さらに、ソ連が米国に対して限定的な核攻撃を仕掛けるのではないかと恐れていた。支持派は(誤って、又は誤解を招きかねない形で)対価値標的の設定を全面的核攻撃と同等とみなした。そのため、米国には対兵力戦略が必要だと結論付けたのである。

最後の点として、対兵力攻撃の支持派の一部は、仮に米国がソ連の確証破壊能力を弱体化できなくても、ある程度の損害限定はいずれにしても可能だと主張した。確証破壊能力によって、米国全体が破壊され、その全国民が殺害されることはない。したがって、米国がソ連の戦力を破壊できるのであれば、それによって米国が受ける損害は、極めて高い水準の損害が残るとしても低減するのだから、何であれ破壊する価値がある、と支持派は主張した。言い換えれば、これらの支持派は、MADにおいてさえある程度の損害限定は実現可能だと主張したのである。

これに対し、対兵力攻撃への批判派(筆者を含む)は、上述の主張にはいず

れも重大な欠陥があると指摘した。申し述べたい点は多々あるが、基本的なポイントを明確にし、議論全体の雰囲気表現するには、簡潔な反論で十分である。核戦力比は、MADにおいて意味のある能力を計るものではない。その比がどのような数字であれ、両者共に甚大で壊滅的な損害を与える能力を持つことになりはしないからである。事実上破壊される可能性のある国の指導者は、米国がその国の核兵器も破壊したとしても、コストに大差が生じたとはみなさないであろう。そのような核戦争が起きた後に、そうした戦力が一体どのような価値を提供できたと言えるだろうか？限定的な核オプションは、対兵力攻撃がなくても可能である。支持派の誤りは、対価値攻撃を全面攻撃と同等とみなしていることである。しかし、対価値攻撃は全面攻撃でなければならないとする論理的な理由はない。むしろ、MADの論理では、限定的対価値攻撃はMADにおける唯一の論理的な攻撃であると考えられる。この種の攻撃であれば、戦争を限定的に留めることへの期待をある程度保持しながら、強制的バーゲニングの目的で採用できる。国土のかなりの部分が攻撃されていない敵国には、戦争を限定的に留める動機がある。さらに、MADにおいては、損害限定が実現不可能であるため全面攻撃へのエスカレーションの圧力がほとんどなく、したがって限定的核攻撃のリスクは低下する。

批判派は、MADにおける対兵力攻撃による抑止、強制、損害限定の可能性を否定したのに加え、大規模な対兵力戦力は、たとえ当事国がMADの状況にある場合でも、先制的な誘因や、場合によってはエスカレーションの圧力を生むと主張した。さらに、対兵力政策は、各国が確証破壊能力を確保しようと反応するため、軍備競争を激化させ、それが政治的関係の緊張を招き、戦争の可能性が高まる恐れがあると指摘した。

以上の主張の論理は、米ソ間の核抑止と競争の事例に限られたものでも、それに特有のものでもない。これらの主張は、米ソ両国の具体的な特徴に合わせて構築されたものではない。むしろ、抑止と安定に関するこれらの主張は、MADにおける一般的な論理を捉えている。また、以下に説明するとおり、これらの主張は、確証破壊能力を備えた国が2か国より多い場合にもよく当てはまる。さらに、対兵力標的設定に関する議論は現在も続いているものの、MADにおけ

る核兵器の対価値／バーゲニングの論理は当時も現在も堅実であると筆者は確信している。

米ソ以外の対立する二つの核保有国が MAD とみなされるか否か、すなわち両国が確証破壊能力を有するかどうかは、別の問題である。しかしながら、MAD でない事例も、違う形ではあるが、やはり冷戦期の核論理で取り扱うことができる。ある国が相当な損害限定能力を有している、あるいは獲得できる場合は、敵が弾道ミサイルを有する場合の国家ミサイル防衛 (NMD)、敵が核兵器搭載潜水艦を有する場合の対潜水艦戦 (ASW) 能力を含めた、敵の報復能力を低減できるその他のシステムに加えて、対兵力標的設定を追求する論理的な理由がある。

そのような場合でも、損害限定を追求することに、先制的誘因や危機の不安定性、激しい核競争の政治的コストを含めたコストやリスクを相殺するのに十分な利点があるかどうかは、場合によっては難しい問いである。重要な問題の一つは、その国の損害限定能力にどの程度の有効性を期待できるかである。もう一つ、敵も損害限定能力を有しているかどうかも重要な問題である。敵も有しているとするれば、早期の核使用への連動し合う圧力が生じることになる。

以上の抑止理論の継続的な分析的価値を例証するため、1) 米国が他の二つの核保有国 (2NP) から突きつけられる課題、2) 米国は中国に対する損害限定能力を追求すべきか、そして3) 米中が MAD の状況にある場合に日本の拡大核抑止に必要な要件という現在の三つの核政策課題について、以下に手短かに考察する。

## 他の二つの核大国 (2NP) が突きつける課題

中国が大規模で残存性の高い核兵器をその多様性を増しながら配備したことは、二つの主要核大国と対峙するという難題についての大きな懸念を米国にもたらした。ある著名な戦略専門家は、これは結果として「パラダイムシフト」を招き、より危険な世界になると断言した<sup>5</sup>。経験豊かな核専門家らによる重要な論考

<sup>5</sup> Andrew F. Krepinevich, Jr., “The New Nuclear Age: How China’s Growing Nuclear Arsenal Threatens Deterrence,” *Foreign Affairs*, Vol. 101, No. 3 (May/June 2022): 92-104.

では、米国が抑止の要件を満たすには現状よりはるかに大規模な戦力が必要になると論じた<sup>6</sup>。この論考の分析は、敵の核戦力の標的化を支持する議論に依存している。著者らによれば、2NPの世界では、米国は中露両国の核戦力を標的としなければならない。また、これを順次又は同時に実行できなければならない。したがって、比較的短期間でこの要件を満たすには、米国は大陸間弾道ミサイル(ICBM)に弾頭を搭載する準備をしなければならない。これらの弾頭は、以前は米国のICBMに装備されていたが、新戦略兵器削減条約(新START)の条項に従って配備済み兵器から外された。

先頃、筆者は他の二人の同僚と共に『フォーリン・アフェアーズ』誌に寄稿した論文で、上記の2NP問題についての分析には大きな欠陥があると主張した<sup>7</sup>。この分析の結論は、依然として対兵力標的設定を重視している現在の米国の核ドクトリンから直接導かれている。また、この論考は、米国は中国とロシアの確証破壊能力を拒否できる、あるいはそうしようとすべきであると主張していない。したがって、MADにおける対兵力に関する議論に引き戻されることになる。ここでは、上記論考の三つの主張について概略を述べる。

第一に、上記の論考では、MADにおいてもある程度の損害限定は可能だと主張する。ある意味では、この主張は正しい。確証破壊レベルの損害を与える攻撃は、敵対国のあらゆるものを破壊したり、全国民を即時に殺害したりするわけではないからである。しかし、損害の低減が意味のあるものであるかどうかは、別の問題である。このようなレベルの損害は極めて大きいため、恐らくは社会の崩壊を招く。生存者もその後長く生きられるとは言い切れない。国家は機能する主体としては存続できず、恐らく元の姿を取り戻すことはないであろう。

---

<sup>6</sup> Brad Roberts et al., *China's Emergence as a Second Nuclear Peer: Implications for U.S. Nuclear Strategy*, A Report of a Study Group Convened by The Center for Global Security Research at Lawrence Livermore National Laboratory (Spring 2023), [https://cgsr.llnl.gov/content/assets/docs/CGSR\\_Two\\_Peer\\_230314.pdf](https://cgsr.llnl.gov/content/assets/docs/CGSR_Two_Peer_230314.pdf).

<sup>7</sup> Charles L. Glaser, James M. Acton, and Steve Fetter, "The U.S. Nuclear Arsenal Can Deter Both China and Russia: Why America Doesn't Need More Missiles," *Foreign Affairs* (October 5, 2023), [https://www.foreignaffairs.com/united-states/us-nuclear-arsenal-can-deter-both-china-and-russia?check\\_logged\\_in=1](https://www.foreignaffairs.com/united-states/us-nuclear-arsenal-can-deter-both-china-and-russia?check_logged_in=1).

第二に、上記の論考では、対兵力戦略は、敵が最大の価値を置くもの、すなわち敵の軍事力と指導層を標的とするために必要であるとする。しかし、先ほど触れたとおり、指導層と戦力を標的としても、そのコストは全面核戦争とほとんど変わらない。なぜなら、それでなくてもコストは膨大になり、統治すべき対象はほほいなくなり、標的とすべきものは何も残らないからである。

第三に、上記の論考では、対価値標的設定は不道徳であり、武力紛争法 (LOAC) に反すると主張する。恐らく最も議論を呼ぶのは、不道徳性に関する主張であろう。筆者は昨年、同僚のスティーブ・フェッター (Steve Fetter) と共著した『ワシントン・クォーターリー』誌への寄稿で<sup>8</sup>、核戦争に LOAC を適用することは好ましくない指針となると主張した。その理由としては、第一に、対兵力ドクトリンは核戦争の可能性を高める。第二に、核戦争が全面戦争にエスカレートする蓋然性が高まる。そしてさらに、LOAC で認められている標的設定は、そもそも LOAC がその回避を目的としているはずの、民間人の多大な犠牲をもたらす。筆者らは、標的設定は合法であるが、LOAC の目的を達成するものではないと結論付けている。したがって、対価値標的設定は LOAC で禁じられているものの、核戦争の蓋然性と、核戦争が全面戦争にエスカレートする蓋然性を最小限に抑えるという米国の目標を達成できる可能性が最も高い戦略である。LOAC そのものを遵守する重要性は、戦略的に劣る核戦略の採用を正当化する理由にはならないというのが筆者らの結論である。

## 米国は中国の核戦力に対する損害限定能力を追求すべきか

2000年前後まで、米国は中国の報復攻撃の規模を大幅に限定又は低減する能力を有していた。中国の戦力は小規模で、米国の対兵力攻撃に対して極めて脆弱であった。この能力により、米国が報復による損害を低減できる可能性が生まれたのに加えて、拡大抑止力が高まったとも言える。全面戦争となった場合に米

---

<sup>8</sup> Steve Fetter and Charles L. Glaser, "Legal, but Lethal: The Law of Armed Conflict and US Nuclear Strategy," *The Washington Quarterly*, Vol. 45, No. 1 (Spring 2022): 25-37.

国が被る損害は中国よりはるかに小さいため、米国が核戦争につながりかねない政策を追求するという威嚇を發した場合の信憑性が高まると考えられたのである。

しかし、中国の戦力は今や大きく変容した。政治的に妥当なシナリオにおいて、極めて効果的な損害限定能力には米国の手が届かないことが次第に明らかになりつつある。第一に、中国の核戦力は以前よりはるかに大規模になっている。更に重要な点として、移動式 ICBM を配備したことから、ミサイル戦力の残存性が高まった。中国がその戦力に警戒態勢をとらせ、基地の外で効果的に運用すれば、米国の攻撃を受けてもこれらの移動式 ICBM の大部分は残存する可能性がある<sup>9</sup>。さらに、中国は移動式 ICBM 戦力の規模を拡張し、何百基ものサイロ式ミサイルを新設している。少なくとも、これらのサイロを標的にするためには、米国がさもなければ中国の移動式ミサイルへの一斉攻撃に充てることができた弾頭を必要とする。加えて、これらのサイロのうち比較的少数は、全面的な対兵力攻撃後も残存する可能性がある。

中国は、自国の沿岸水域から米本土に到達する能力を持ち得る海上発射型弾道ミサイルも配備した。これにより中国は、海岸近くの要塞に弾道ミサイル搭載原子力潜水艦 (SSBN) を配備し、それを潜水艦、水上艦艇、航空機で防御することができる。中国の要塞が米国の攻撃型原子力潜水艦に対してどの程度効果的かについては、少なくとも機密文書ではない文献においては明らかではない。いずれにしても、中国の核戦力の潜水艦能力が向上したことは、米国は中国の SSBN を破壊できると事実上想定できなくなったことを意味する。

さらに中国は、深刻な危機や戦争の際の残存性を高める意図をもって戦力を運用するようになってきている。SSBN の一部を常に哨戒任務につけ、移動式 ICBM の一部については日々の警戒態勢レベルを引き上げている。加えて、中国は一部の ICBM を警報即発射できるようにする計画だと伝えられており、そうなれば、その ICBM は米国の核兵器に破壊される前に発射できることになる。警報即発射

---

<sup>9</sup> Charles L. Glaser and Steve Fetter, "Should the United States Reject MAD? Damage Limitation and U.S. Nuclear Strategy Toward China," *International Security*, Vol. 41, No. 1 (Summer 2016): 49-98.

の能力の向上は、中国が新設のミサイルサイロに ICBM を配備する重要な理由かもしれない。

米国が意味のある損害限定能力を取り戻すためには、中国の移動式ミサイルを追跡して標的設定する能力と、中国沿岸の要塞で活動する SSBN を破壊する能力が必要であろう。それに加えて、米国の最初の攻撃で破壊されず、発射が可能な中国の兵器を迎撃する能力を高めるため、NMD システムの拡張も必要と考えられる。

この残存性と脆弱性との競争は、残存性の方が有利なように見える<sup>10</sup>。移動式ミサイルに対する全天候対応の24時間追跡を行うには、宇宙設置型レーダーのコンステレーションが必要である。この種の低軌道コンステレーションの実現可能性は次第に高まっている。しかしながら、例えばおとりミサイルの配備や、大型トラックなど他の車両に似せた形態でのミサイル配備、宇宙設置型レーダーへの電波妨害など、この種のレーダーを克服できる比較的単純と思われる対抗措置が様々ある。さらに、中国には米国の NMD の有効性を大幅に低減する能力があるはずである。中国は米国のミサイル防衛を大いに危惧している見え、それは現状のシステムに対してというより、そのシステムを拡張し、改良し続ける米国の能力に対してである<sup>11</sup>。しかし、国家弾道ミサイル防衛システムには、中国がミッドコースの対抗措置で利用できる弱点がある。弾道ミサイル軌道のミッドコース段階は事実上の真空状態にあるため、デコイは米国の NMD システムに対して極めて有効である。NMD の進歩により、米国がデコイと弾頭を単純に見分けられるようになる可能性はあるが、それでも中国が配備できる精緻なデコイには対処できないままの可能性が高い。

米国による効果的な損害限定能力の追求は、達成の見込みが低いのに加え

---

<sup>10</sup> これらの評価に関する議論については、次を参照。Brendan Rittenhouse Green et al., “Correspondence: The Limits of Damage Limitation,” *International Security*, Vol. 42, No. 1 (Summer 2017): 193-207.

<sup>11</sup> Henrik Stalhane Hiim, M. Taylor Fravel, and Magnus Langset Troan, “The Dynamics of an Entangled Security Dilemma: China’s Changing Nuclear Posture,” *International Security*, Vol. 47, No. 4 (Spring 2023): 147-187.

て、多くのリスクやコストをもたらすと考えられる。危機の際に中国が移動式ミサイル戦力を動員すれば、米国には危機の比較的早い段階で大規模な攻撃を仕掛けることを迫る時間的圧力が生じ得る。その一方で、中国は危機の早い段階で自国の戦力に警戒態勢をとらせる圧力を受け、これが危機を激化させると同時に、米国に攻撃の誘因を与える可能性がある。また、米国の損害限定計画は米中間の戦略的軍備競争を煽り、両国間の政治的関係の緊張が更に高まる恐れがある。以上の主張は、冷戦期に大規模な対兵力戦力に対する反対論としてまとめられた論と同種であり、今日の米中間の戦略的競争にも同様に当てはまる。

以上のようなリスクとコストは、極めて効果的な損害限定能力の潜在的な利点と比較検討されなければならない。先に触れたとおり、仮に極めて効果的な損害限定能力が実現可能だとすれば、米国にはそれを追求する妥当な理由があると考えられる。全面戦争の際に米国が被るコストを低減でき、拡大抑止力を高めることで核戦争と通常戦争の蓋然性も低減できるであろう。意味のある損害限定能力の全体としての影響は、拡大抑止の課題の性質と範囲、米国の通常戦力の有効性、2か国の核戦力の詳細などを含め、エスカレーションへの各種の時間的圧力に影響する具体的な諸要因によって異なると考えられる。

この問題は更に詳細な分析を行うに値するが、紙面の制約上、結論のみを提示したい。達成の見込みは極めて低く、競争のコストとリスクがあることを勘案すれば、米国は中国に対する意味のある損害限定能力を取り戻すための努力を断念すべきである。

## 日本への拡大抑止の要件の充足

米国の損害限定能力が失われ、中国が東アジアにおいて強硬姿勢を強めていることから、米国は今後も日本への拡大抑止の要件を充足できるのかという問いが浮上する。その答えは、先行する幾つかの問いへの答えによって異なる。

第一に、中国には日本に対する征服あるいは強制を行う決意がどの程度あるのかという問題がある。中国が日本の征服を重要視する程度が低いほど、拡大抑

止の要件は低くなる。この問いに対する答えについては、専門家間で意見の相違がある。一部の専門家は、中国は東アジアにおける地域覇権を獲得する決意だと考えている。そのためには、米国をこの地域から追い出す必要がある。中国が日本の征服そのものは重要視しないとしても、地政学的現状を根本的に変えるために、それができる能力は重要視するであろうという立場である。他方、中国の地域覇権獲得への決意はそれほど強くなく、したがって、ほかにも理由はあるが、日本を征服できる能力はほとんど重要視していないと考える識者もいる。筆者自身の考えは、後者の立場に該当する。

第二の問いは、日米同盟（他の同盟国も加わる可能性があるが）には、侵略、封鎖、通常兵器による対価値攻撃を通じた強制を含めた、中国の通常兵器による日本への脅威を退ける能力がどの程度あるかである。海を渡っての侵略は非常に難しい任務であり、技術の進歩により、その困難さは更に増しているようである<sup>12</sup>。同盟の戦力の規模と能力を考えれば、中国が日本の侵略に成功できるとは考えにくい。

第三は、米国の核兵器が MAD における通常戦争の抑止にどの程度寄与するかという問いである。損害限定能力が欠けているために、核兵器へのエスカレーションや、中国による核使用への対応としての核兵器使用についての米国の威嚇の信憑性は低下するものの、米国の抑止効果の大部分は依然として残る。中国の指導者らが、大規模な通常戦争は様々な予期せぬ、あるいは予測不可能な道をたどって核戦争にエスカレートし得るのではないかと懸念するのはほぼ確実である。加えて米国は、全面戦争の威嚇よりも信憑性の高い各種の限定的な核オプションの使用を威嚇し、それによって核兵器の追加の抑止効果を回復させることができる。

以上の大まかな評価が示唆するところでは、たとえ中国が確証破壊能力を獲

<sup>12</sup> Stephen Biddle and Ivan Oelrich, “Future Warfare in the Western Pacific: Chinese Antiaccess/Area Denial, U.S. AirSea Battle, and the Command of the Commons in East Asia,” *International Security*, Vol. 41, No. 1 (Summer 2016): 7-48; Eugene Gholz, Benjamin Friedman, and Enea Gjoza, “Defensive Defense: A Better Way to Protect US Allies in Asia,” *The Washington Quarterly* (Winter 2020): 171-189.

得しているとしても、米国の拡大抑止力は依然として十分にある。中国が日本の征服や厳しい強制にさほど大きな価値を置いていないこと、米国と日本の通常戦力で中国の侵略を退けられる可能性、そして MAD においても核エスカレーションの抑止効果はあることを考えれば、中国は抑止されると考えられる確かな理由がある。しかし当然ながら、これらの条件のうち一つ以上が確かではないと考える識者は、それほど楽観視できず、米国の拡大抑止力はそれほど十分ではない、あるいは不十分だと結論付けるであろう。

抑止力が不十分である、あるいは、単純に高める必要があるとすれば、米国と日本にはよく知られた一連のオプションがある。最も異論の余地のないオプションは、軍事基地の堅牢化を含めて、同盟の通常戦力の向上を継続すること、そして合同での訓練と計画立案の強化を続けることである。それよりもはるかに議論を呼ぶであろう措置は、核兵器が関わるものである。MAD における米国の核兵器は拡大抑止に大いに貢献できるという考え方に懐疑的な識者の一部は、同盟戦略におけるこの種の変更特に前向きであろう。

このうち第一のオプションは、米国の核兵器を日本の領土内に配備するが、その兵器の作戦統制権は引き続き米国が全面的に保持することであろう。核抑止の信憑性を更に高めようとするならば、米国が日本に配備する兵器の統制権を日本と共有することが考えられる。このオプションならば、冷戦期に欧州における米国の拡大抑止の信憑性を高める目的で、米国と北大西洋条約機構 (NATO) 同盟諸国が構築した核共有体制に類似したものになる。東アジアの現在の状況を映すように、米国のドクトリンにおけるこの変化は、米国による核兵器使用とその後の確証破壊能力の獲得を受けて、ソ連が報復能力を増強したことへの対応として生じた。米国の戦域核兵器は、欧州における米国の戦力を米国の戦略核兵器と「連結」し、それによって欧州における大規模戦争がソ連本土への攻撃にエスカレートする蓋然性が高まることで、拡大抑止力の向上につながるとされた。

最後のオプションとして、日本が独自の核兵器を獲得することが考えられる。この案の中心的な論拠となるのは、国家は同盟国を防衛するためよりも自国の本土を防衛するための方が、信憑性の高い威嚇を行えるという考え方であろう。した

がって、中国が日本に侵攻した場合の対応として、日本による核の威嚇の方が、米国による核の威嚇より信憑性が高くなる。このオプションには二つの基本的な可能性が含まれる。一つは、日本が核兵器を獲得しながら、日米同盟と米国の「核の傘」の下に引き続き留まる可能性である。この体制ならば、自らも核兵器を保有する欧州の二つの NATO 加盟国、すなわち英国とフランスの体制と類似したものになる。二つ目の可能性は、日本が独自の核兵器を獲得し、日米同盟は解消されるという形である。

中国の通常戦力の増強が続く中で、日本と日米同盟がどのオプションを選択すべきかという問題は、更なる議論を引き起こしていくと考えられる。本稿における要点は、MAD における拡大抑止の課題は新しいものではないということである。実際に、NATO への拡大抑止の課題は、冷戦期の戦略と核に関する多くの議論の推進力となった。答えは容易には見つからなかったが、この問題は徹底的に研究され、議論された。通常戦力の役割、戦域核戦力の論拠、それらの戦力を管理する指揮統制体制の複雑性などに関するこのときの様々な主張が、米国の冷戦期の核戦略議論の中核を成した。具体的な政治的・地理的な状況は異なるものの、これらの主張や議論の論理は、現在の日本と日米同盟にも十分に直接的に適用可能である。